



お取引先様 各位

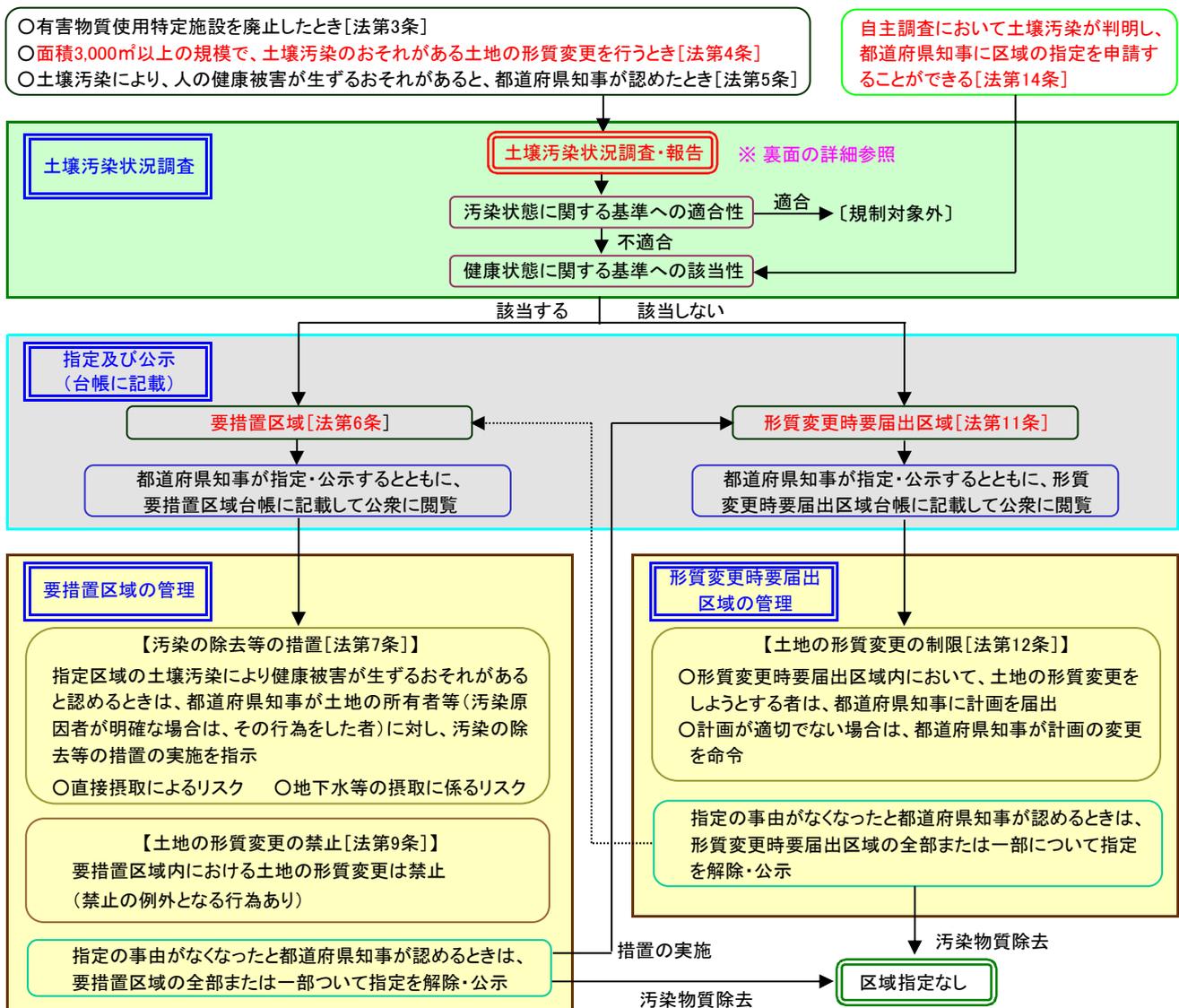
「土壌汚染対策法」の一部を改正する法律が施行されました

平成15年2月15日に人の健康被害の防止、土壌汚染拡散の防止を目的として、土壌汚染対策法が施行されましたが、①法に基づかない土壌汚染の発見の増加、②掘削除去の偏重、③汚染土壌の不適切処理による汚染の拡散等の問題が生じています。そこで、平成22年4月1日に改正土壌汚染対策法が施行されました。

内容については、以下の事項を主眼として改正されました。

- 土壌汚染状況の把握のための制度の拡充
- 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化(汚染土壌の除去指示措置の変更)
- 搬出土壌の適正処理の確保

以下に、改正土壌汚染対策法の概要を示します。



安心と満足をデザインする

総合建設コンサルタント

株式会社 シアテック

ISO9001認証: MSA-QS-706

http://www.ciatec.co.jp

担当: 本社営業部

TEL: 0897-37-5921

FAX: 0897-32-5979

E-mail: ctl@ciatec.co.jp

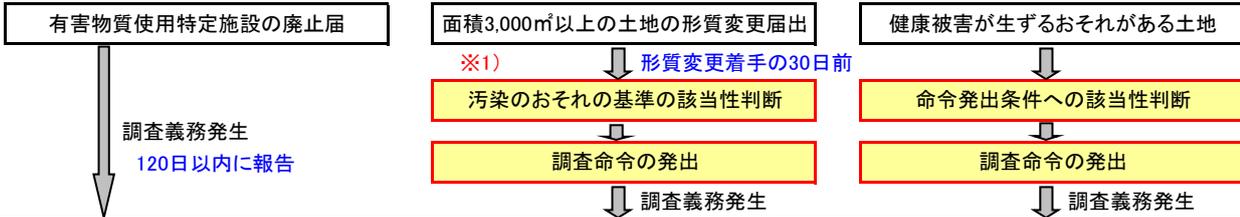
一 土壌汚染状況調査及び要措置区域等の指定の流れ 一

都道府県知事の手続き
 土地所有者等の手続き
 調査実施者の手続き

【法第3条調査】

【法第4条調査】

【法第5条調査】



【土壌汚染状況調査】

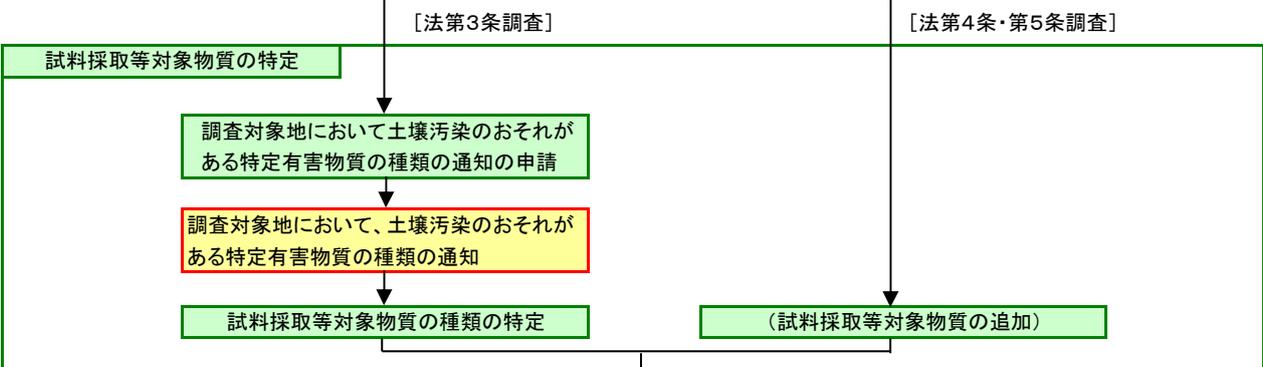
調査対象地の土壌汚染のおそれの把握(地歴調査)

情報の入手・把握

- ・資料調査
- ・聴き取り調査
- ・現地調査

○可能な限り過去に遡り、調査対象地における汚染のおそれを推定するための情報を入手する。
 ○特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設・飛散・流出・地下浸透・貯蔵・保管に関する情報を入手する。尚、特定有害物質の種類には、分解生成物も含まれる。

[法第3条調査] 全ての特定有害物質(全25物質)
 [法第4条・第5条調査] 調査の命令に係る書面に記載された特定有害物質



土壌汚染のおそれの区分の分類

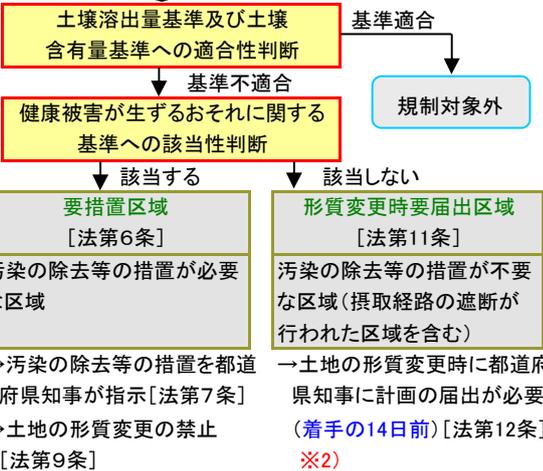
特定した試料等採取対象物質について、3区分に分類する。

- 土壌汚染のおそれがないと認められる土地
- 土壌汚染のおそれが少ないと認められる土地
- 上記以外の土地(土壌汚染のおそれがあると認められる土地)



注) 調査費用縮減等のために、地歴調査、試料採取等を行う区画の選定、試料採取等は、省略可能であるが、その場合は、試料採取等対象物質が第二溶出量基準及び土壌含有量基準超過の状態とみなされる。

土壌汚染調査結果の報告



※1) 法第4条に係る土地の形質変更の届出を要しない行為[規則第25条]

- 以下のいずれにも該当する場合は、届出対象外
- ①形質変更区域外へ土壌を搬出しない
 - ②周辺に土壌の飛散・流出が生じない
 - ③深さ50cm未満の形質変更

※2) 形質変更時要届出区域内における形質変更時届出不要行為(規則第50条)

- 1) 以下のいずれにも該当しない行為
 - ①汚染の除去等の措置を講ずるための構造物に変更を加えること
 - ②形質変更面積が10㎡以上かつ深さ50cm以上
 - ③形質変更の深さが3m以上
- 2) 施工方法が環境大臣の定める基準に適合する旨、都道府県知事の確認を受けたもの